

佐賀県告示第20号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、平成30年2月1日から施行する。

平成30年1月26日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
佐賀西信用組合	略		佐賀西信用組合	略	
九州労働金庫	略		佐賀県医師信用組合	〃	〃
略			九州労働金庫	略	
			略		